

平成28年4月より

傷病手当金・出産手当金の支給額の算定方法が変更となります！

平成28年4月から傷病手当金・出産手当金の支給額の算定方法が変更となります。

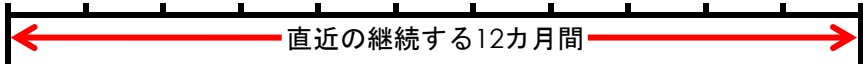
現在の傷病手当金および出産手当金の支給額は「直近の標準報酬月額」を基に算定しておりますが、法改正に伴い「支給開始月を含む直近の継続する12カ月間の標準報酬月額の平均額」を基に算定することになります。

※支給開始月とは、傷病手当金または出産手当金が最初に支給される日の属する月のことです。

CASE1 支給開始月が4月で直近の継続する標準報酬月額が12ヶ月ある場合

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
標準報酬月額 (千円)	260	260	260	260	260	260	260	280	280	280	280	280

支給開始月



- 〈算定方法〉
- ① $(260\text{千円} \times 7\text{カ月} + 280\text{千円} \times 5\text{カ月}) \div 12\text{カ月} = 268,333.333\cdots\text{円} \Rightarrow 12\text{カ月の標準報酬月額の平均}$
 - ② $268,333.333\cdots\text{円} \div 30\text{日} = 8,940$ (10円未満四捨五入) \Rightarrow 平均した標準報酬月額から標準報酬日額を算定
 - ③ $8,940\text{円} \times 2/3 = 5,960\text{円}$ (1円未満四捨五入) \Rightarrow 1日あたりの支給日額

支給開始月以前の標準報酬月額が12カ月未満の方については、次の①か②のいずれか少ない額を基に算定することになります。

- ① 支給開始月以前の被保険者期間の標準報酬月額を平均した額
- ② 支給開始月の属する年度の前年度9月末日現在における当組合全被保険者の平均標準報酬月額

CASE2 支給開始月が4月で直近の継続する標準報酬月額が12ヶ月ない場合

①

	12月	1月	2月	3月	4月
標準報酬月額 (千円)	260	260	260	260	260

資格取得月 ← 5カ月間 → 支給開始月

〈算定方法〉

- ① $(260\text{千円} \times 5\text{カ月}) \div 5\text{カ月} \div 30\text{日} = 8,670$ (10円未満四捨五入)
 \Rightarrow 平均した標準報酬月額から標準報酬日額を算定
- ② $8,670\text{円} \times 2/3 = 5,780\text{円}$ (1円未満四捨五入) \Rightarrow 1日あたりの支給日額

②

前年度当組合平均標準報酬月額	
標準報酬月額 (千円)	280

〈算定方法〉

- ① $280\text{千円} \div 30\text{日} = 9,330$ (10円未満四捨五入)
 \Rightarrow 標準報酬日額を算定
- ② $9,330\text{円} \times 2/3 = 6,220\text{円}$ (1円未満四捨五入)
 \Rightarrow 1日あたりの支給日額

いずれか少ない額であるため、この事例においては①の5,780円が1日あたりの支給日額となります。

Q

平成28年4月以前より傷病手当金または出産手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額に変更はありますか？

A

休んだ期間が平成28年3月31日までは従前の算定方法となり、休んだ期間が平成28年4月1日からは新しい算定方法となります。